

# 日本国憲法第3章人権条項の生成過程 (第1報)

## ベアテ・シロタ・ゴードンによる起草条項を中心として

中西 央, 小野瀬裕子\*, 草野 篤子\*\*

(茅野市立永明中学校, \*竹早教員保母養成所, \*\*信州大学教育学部)

原稿受付平成10年2月25日; 原稿受理平成10年8月27日

### Formation Process of the Human Rights Articles, the Third Chapter of the Constitution of Japan (Part 1)

Circumstances under Which the Articles Drafted by Beate Shirota Gordon  
Became the Constitution of Japan

Haruka NAKANISHI, Hiroko ONOSE\* and Atsuko KUSANO\*\*

*Eimei Junior High School, Chino 391-0001*

*\*Takehaya Teacher and Nurse Training School, Bunkyo-ku, Tokyo 112-0002*

*\*\*Faculty of Education, Shinshu University, Nagano 380-0871*

The purpose of this paper is to explain the process of how the human rights articles in the third chapter of the Constitution of Japan was drafted by Beate Shirota Gordon.

We investigated the transition of the articles and the change of words. The materials we used included the papers of GHQ, the shorthand records of deliberation as recorded by a Japanese member, postwar literature, an interview with Beate and her autobiography.

The results are as follows:

Beate Shirota Gordon played an important role in the writing of Article 24 and 26 of the current Constitution of Japan. The articles concern the equality of both sexes in the family and the equal opportunity of education; the wording by Beate remain intact in the Constitution. The current Civil Code is based on Article 24, which was enacted from the standpoint of individual dignity and the essential equality of both sexes. Those drafts originally deleted from the Constitution were "the protection of motherhood," "the ban on discrimination of illegitimate children," and "the equality of both sexes in opportunity of work and pay." The fact that some of these were later enacted shows Beate Shirota Gordon's foresight.

(Received February 25, 1998; Accepted in revised form August 27, 1998)

**Keywords:** the Constitution of Japan 日本国憲法, the human rights articles 人権条項, men and women equality 男女平等, individual dignity 個人の尊厳, the equal opportunity of education 教育の機会の平等, Beate Shirota Gordon ベアテ・シロタ・ゴードン.

## 1. 緒 言

1945年8月14日のポツダム宣言受諾により、第二次世界大戦後の日本は民主主義国となることが約束された。その出発にあたり、大日本帝国憲法は新しい日本国憲法に改正されることとなった。戦後、日本を占領し統治していた連合国最高司令官総司令部 (General Headquarters: 以後GHQと記す) のマッカーサー元帥 (Douglas MacArthur) は、当初は日本側

が自主的に改憲を検討し、それに着手することを期待した。しかし、日本側の改正案がきわめて保守的で、大日本帝国憲法の表面的な変更にとどまるものであることを知ると、日本側の改正案を修正するため日本政府と交渉するのに時間をかけるよりも、連合国側が受諾しうる基本的な諸原則を含むモデル憲法を準備し、提供することが最も効果的だと考えた。モデル憲法の作成には、GHQの民政局スタッフがあたり、1946年

2月わが国の憲法草案（第一次案）が作成された。

民政局スタッフの一人、ベアテ・シロタ・ゴードン (Beate Shirota Gordon: 以後ベアテと記す) は第3章人権条項の起草に携わった。ベアテは、日本国憲法第24条のモデルとなる第一次案や第26条（教育の機会の平等）の第一次案を起草している。第24条が、家庭における性別による差別を禁止したことによって、封建的家父長制度を基本原則としていた明治民法が改正され、個人の尊厳と両性の本質的平等の原則に支えられた婚姻を家族の出発点とする、民主的な近代家族を成立させる現民法がつくられたことを考えると、ベアテの果たした役割は大きい。第14条（法の下での平等）、第24条（家庭における男女平等）は、アメリカが現在においても検討の課題を残している男女平等の保障を明文化した条項である<sup>\*</sup>。今でもまだアメリカで議論されている男女平等案は、多くのヨーロッパ諸国の憲法ではすでに承認されている。しかし、第24条は家族という私的領域においてまで男女の平等を拡大している点においては、今日でも、世界の多くの憲法と比較して進んだものと言及できる。一方、ベアテが起草したその他の第一次案の条項をみると、その先進性が認められるにもかかわらず、度重なる審議・修正の結果、条文には至らなかったものも多い。

これまで、日本国憲法制定の研究は、憲法改正案の中心である戦争放棄条項（第9条）と天皇条項（第1条）に集中し、男女平等条項（第24条）に見られる人権条項についての研究にはあまり関心が払われてこなかった。制定過程を詳細にたどったものとしては、憲法問題調査委員会委員として政府草案起草に携わると同時に、当時の法制局第一部長として直接GHQとの交渉にあっていた佐藤（1巻：1962, 2巻：1964, 3, 4巻：1994）の『日本国憲法成立史』を代表的な文献として挙げることができる。また、GHQ内の動きにスポットをあてた研究としては、高柳等（1972）の『日本国憲法制定の過程Ⅰ・Ⅱ』や、村川と初谷（1994）の『日本国憲法制定秘史—GHQ 秘密作業「エラマン・ノート開封」』、犬丸（1989）の『日本国憲法制定の経緯』などが挙げられる。これらは「ラウエル文書」「エラマン・ノート」ならびに「ハッシー文書」と呼ばれるGHQ側の作成記録が、詳細に翻訳・紹介

<sup>\*</sup> 1982年、アメリカERA（合衆国憲法に男女平等規定を挿入するための改正案）は、憲法改正に必要な38州の承認まであと3州及ばなかったために実現されなかった。

されるとともに、日本国憲法制定の過程と条文起草の経過を解説しているものである。田中（1979）の『憲法制定過程覚え書』は、マッカーサー草案が制定されるまでの草案の変遷過程を分析した唯一の書である。また、鈴木（1995）の『日本国憲法を生んだ密室の九日間』は、GHQの起草メンバーへのインタビュー調査と、既存の研究を参考に、草案作成が行われた1946年の2月4日から13日までの経緯を写實的に再現している。ベアテ自身が書いた自伝『1945年のクリスマス』（ベアテ1995）では、ベアテが自己の生い立ちと共に、当時の草案起草作業について回想をしている。言語学者であるInoue（1991）の『MacArthur's Japanese Constitution: A Linguistic and Cultural Study of Its Making』を古関と五十嵐が翻訳した『マッカーサーの日本国憲法』（イノウエ1994）は人権条文の制定過程を比較言語学の立場で分析し、法思想の背後にある日米の文化的背景の違い、なかでも第24条の「個人の尊厳と本質的平等」という言葉に対する観念の違いを指摘している。

しかし、GHQの起草した第一次案から、最終的な日本国憲法第14条、第24条に至るまでの系統だった研究は成されていない。加えて、男女平等に視点を当てた日本国憲法第3章人権条項の生成過程に関する研究はない。そこで、本研究では、主として第3章人権条項の中でもベアテが起草に携わった第一次案の条項に着目し、それらの条項がGHQ内での審議・検討を経てマッカーサー草案となり、さらに日本国憲法に至るまでの経緯を系統的に把握し、考察を加えるとともに、その文言の推移を整理することを目的としている。

## 2. 研究方法および資料

第二次世界大戦後の日本は、1945年10月2日からサンフランシスコ講和条約発効に至るまでの約7年間、GHQ/SCAP（連合国最高司令官総司令部）の占領下に置かれていた。この占領行政の実態を明らかにする膨大な量の文書は、占領の終了とともに米国へ送られ、現在は、米国国立公文書館に保存されている。SCAP文書をはじめ、日本占領に関連するその他の占領関係文書—極東委員会（FEC）、対日理事会（ACJ）、米国内務省、国務・陸軍・海軍三省調整委員会（SWNCC）など—はマイクロフィルム撮影され、マイクロフィッシュの形で約30万枚、ページ数は推計で約3,000万という膨大な量に及び、こうした一連の資料は日本の国立国会図書館に所蔵され、占領政策のみならず、占

## 日本国憲法第3章人権条項の生成過程（第1報）

領期の日本を全般的に知る史料として保存されている。

本研究では、国立国会図書館所蔵のGHQ/SCAP文書中の、ミシガン大学アジア図書館所蔵のアルフレッド・R・ハッシー (Alfred R. Hussey) 海軍中佐が所蔵していた文書、Hussey Papers, University of Michigan Graduate Library, 1977 (Microfilm), Reel No. 5のマイクロフィルムを基礎とした。GHQ内で起草された第1次案そのものについては、主としてHussey Papers, 24-G-2-1から24-G-2-14および24-G-13-1から24-G-13-14と、犬丸(1989)による『日本憲法制定の経緯』を参考にした。また第二次案およびマッカーサー草案については、国立国会図書館所蔵『ハッシー文書』の複製、およびハッシー中佐とともに民政局行政部における憲法起草作業に深く携わった、マイロ・E・ラウエル (Milo E. Rowell) 海軍中佐所蔵の『ラウエル文書』と、高柳等(1972)の『日本国憲法制定の過程(Ⅰ)』を参考にした。また、佐藤(1962~1994)『日本国憲法成立史』(第1~4巻)を、日本政府内部の視点に立つ制定経過を知る有力な文献として参考にした。

また、第90回の帝国議会に「帝国憲法改正案」が提出されてからの憲法改正に関する審議は、第90回帝国議会の議事録および戦後50年を経て国内における閲覧が許可されると同時に出版された、『帝国憲法改正案特別委員会小委員会速記録』(衆議院事務局1995)に基づいた。

GHQ内での起草事情は、鈴木(1995)の『日本国憲法を生んだ密室の九日間』を参考にし、ベアテの資料としては、ベアテ(1995)の『1945年のクリスマス—日本国憲法に「男女平等」を書いた女性の自伝—』ならびに、1977年スーザン・ファー (Susan J. Pharr 1987, 1992) に、初めて起草の事実を明らかにした後出版されるようになった数々の雑誌記事、1996年5月に来日した際の講演会およびインタビューによって収集した資料に基づいた。

### 3. 結果と考察

#### (1) GHQ内における草案の作成

##### 1) GHQ第一次案の起草

1946年2月4日、マッカーサー元帥の命令を受けて、ホイットニー准将 (Courtney Whitney) がGHQの民政局に8日後の12日までに日本国憲法のモデルを作成することを命令してから、即日、民政局スタッフによって憲法草案(第一次案)が作られ始めた。第

3章人権条項の担当は、インドのカースト制度の研究をしていた民族学者のピーター・K・ロウスト陸軍中佐 (Pieter R. Roest) を責任者に、慶応大学で教えたことのある日本についての経済学者ハリー・E・ワイルズ博士 (Harry Emerson Wildes) とGHQの民間人要員であり、かつ通訳のベアテの三人であった。5歳から15歳までを日本で過ごしたベアテはこの時22歳だった。

第一次案の中で“Civil Rights”と題された第3章は、犬丸(1989, 149)によれば四つに区分できる。第1節“General (総則)”, 第2節“Freedom (自由)”, 第3節“Specific Rights and Opportunities (特殊の権利及び機会)”と六つの条文から成る「司法上の人権」に区分される。第1節から第3節までの各条項のはじめには、第3章だけの通し番号が1条から41条まで付されている(ただし、条にあたる“Article”という語は添えられていないのだが、便宜上ここでは「条」と呼ぶことにする)。

本研究の対象は、第1節から第3節までの中でベアテが起草に関与した条項である。ベアテ(1995, 148)が担当したのは、ロウストから女性の立場で書くよう勧められた「女性の権利」に関する条項と、ベアテ自身が望んだ「教育の自由」に関する条項が主である。具体的には、ベアテ(1995, 186-188)と土井とベアテ(1996, 23)およびテレビ朝日に出演した際のベアテの発言等によれば、GHQ第一次案のうち第1節の第6条の一部と、第3節(第18条~第41条)の第18条, 第19条, 第20条, 第21条, 第23条, 第24条, 第25条, 第26条, 第27条, 第29条, 第33条と考えられる。

第6条(現行第14条)については、ベアテが執筆者としてではなく、起草に関与したことが次の文献からわかる。一つは、渡辺(1988, 75)によれば、ベアテは「第14条の起草は誰が担当したか、おわかりでしょうか」という質問に、「わかりません。おそらくワイルズ氏でしょう」と語り、「私は第14条については手助けをしました」と述べている。また、土井とベアテ(1996, 17)で、「(現行憲法)第14条に私の言葉が少し入っています」と述べている。

まず、ベアテは起草に取り組むに当たり、運営委員のケーディス陸軍中佐 (Charles L. Kades) の指示により大日本帝国憲法に目を通した。しかし、そこに規定されている基本的人権は、すべて「法律ノ定ムル所ニ従ヒ」としており、その数もわずか15カ条にすぎ

なかった。ベアテ (1995, 158-159) は「参考にしようにも、反面教師でしかなかった」と述べている。そして、「女性が幸せにならなければ、日本は平和にならないと思った。男女平等は、その大前提だった」[「母性の保護」] 条項は、日本の憲法に全く欠落している。どうしてもきちんと取り上げなければ、女性として憲法草案に参加する意味がない」と、決意を固め、参考になりうる各国の憲法を収集している。ベアテは、鈴木 (1995, 205) によれば、ドイツのワイマール憲法、ソビエト憲法、アメリカ合衆国憲法、フィンランド憲法、スウェーデン憲法などを参考にしている。

ベアテ (1993, 66, 1995, 155) は、キーワードとして『男性も女性も人間として平等である』を据えて、以下の三点に留意している。

① 合衆国憲法には女性の権利を保障する条文がなく曖昧であるため、米国女性は法的不利益を被っている。

② 日本の男性中心の官僚制度と社会の中では、憲法で規定しておかない限り、女性解放を実現する等の法的規制は非常に困難である。

③ 日本語はどちらにも解釈できる曖昧な表現が可能であるから、草案は、日本人男性官僚によって都合のいいように解釈されないよう明確である必要がある。

以下、ベアテが起草した条項ごとに考察をする (ただし第6条は起草に関与)。条文の一部を引用する (下線は筆者) が、詳しい条項の文言については、表1を参照されたい。

第6条 「すべての自然人は、法の前に平等である。人種、信条、性別、カースト又は出身国により、政治的関係、経済的関係、教育の関係及び家族関係において差別がなされることを、授権し又は容認してはならない」：これは、第18条と共に男女平等を規定する数少ない条項の一つである。ここで、「家族関係」という言葉に、ベアテが関与したであろうことがうかがえる。ベアテ (1995, 155-156) は、「人間にとって一番大切なものは“家庭”であり、その家庭の中では“男女は平等である”ことをうたっておかなければならないと考えた」と語っているし、「分厚い民法にも目を通し」て女性の法的立場の低さに愕然とし、実生活の中でも間接的体験を通して「家」制度の下で絶対的な父権および夫権に服する女性の姿を見てきたベアテが、「家族関係」という言葉を入れる提案をしたと考えられる。これは、現行憲法第14条の基となった。

以下の条文はこれまでの文献等からベアテが起草し

たものと考えられる。

第18条 「家庭は、人類社会の基礎であり、その伝統は、善きにつけ悪きにつけ国全体に浸透する。それ故、婚姻と家庭とは、両性が法律的にも社会的にも平等であることは当然である〔との考え〕に基礎をおき、親の強制ではなく相互の合意に基づき、かつ、男性の支配ではなく〔両性の〕協力に基づくべきことを、ここに定める」として、具体的に家庭内における男女平等を強調し、「家」制度の廃止が意識されている。「家」の存続のために個人の意思を無視した婚姻方法を批判している。これは現行憲法第24条の基となった。

第19条 「妊婦及び乳児の保育にあたっている母親は、既婚であると否とを問わず、国の保護及びその必要とする公的扶助を受ける。嫡出でない子は、法律上不利益に取り扱われてはならない」として、育児にあたる母親が、公的援助を要求し保障を求める社会権を書いている。と同時に、婚姻形態による差別を防ぎ嫡出子と非嫡出子との間の差別の禁止を規定している。

第20条 「養子は、家族の中で優先的な扱いを受け、他の構成員に不利益を与えることがあってはならない。長子相続権は、ここに廃止する」：ここでは、子どもより「家」を優先させた養子制度に対して、子ども一人一人の権利を主張している。また、長子相続権の廃止により「家」制度の根絶を図ろうとしている。これは、第二次案でカットされる。

第21条 「すべての子は、その出生の条件のいかんにかかわらず、個人としての成長のため平等の機会が与えられなければならない。この目的のため、公立の小学校により、8年間にわたり無償の普通義務教育が実施されなければならない。…教材は、無償とする」：これに続く「教育の自由」に関する条項はベアテ自身が起草を希望したものである。教育を受ける場および教具を国の施策によって平等に与え、教育の機会の平等をはかろうとしている。これは、現行憲法第26条の基となった。

第23条 「すべての学校は、常に民主主義、自由、正義及び社会的義務の原理を強調しなければならない」：これは、第二次案でカットされる。

第24条 「国民の児童は、公立学校にあると私立学校にあるとを問わず、無償の医療 歯科医療及び眼鏡の援助が与えられなければならない。…適当な休息及びレクリエーションならびにその成長に応じた体育が与えられなければならない」：ベアテ (1995, 163) は

## 日本国憲法第3章人権条項の生成過程（第1報）

ソビエト憲法を手本にしたと述べており、勤労者に対する文章を児童向けに修正している。ベアテが少女時代に日本の子供の生活実態を目にしていたことが、この条文ができる原動力となっている。

第25条「学齢期の児童及び青少年は、賃金を得る目的をもって常勤的雇用に入ってはならない」：ベアテは、日本の子ども達が口減らしのため子守や奉公に出されたり、飢饉の年は娘売りが頻発することを知っていて、子どもの権利について書いておく必要があると考えていたと、述べている。子ども自体を主体者として起草し、子どもを一人の人間として捉えていることがわかる。これは、現行憲法第27条に含められた。

第26条「すべての成人日本人は、生産的な勤勞により生計をたてる権利を有する。その者に適切な職業が見だし得ないときは、その生活の維持に欠くことのできないものの給付がなされなければならない。女子は、公職に就く権利を含めてあらゆる職業を選ぶ権利を有し、かつ、同等の仕事に対し男子と同一の給付を受ける」：これは、「勤勞の権利」を規定した条項である。生活給付としての社会権の規定も含んでいる。女性が疎外されがちな現状をふまえて、機会の平等と同一の給与を明確に表現して、性別による差別の禁止を規定している。

女子の部分でベアテは、男女の雇用機会の均等と並んで、「同等」という言葉によって「同一価値労働同一賃金の原則」を起草している。これ以前、1919年のベルサイユ条約第13編「労働」において、「同一価値の労働に対しては男女同額の報酬を受くべき原則」が宣言されており、この事をベアテが知っていて起草した可能性はある。しかし、同一職務に関する「同一労働同一賃金原則」と、異なる職務に関する「同一価値労働同一賃金原則」の違いが明確ではなく、前者でよしとした当時、一歩進んだ後者を規定したベアテの先見性は、注目に値する。ベアテは、アメリカのニューヨークでタイム誌の仕事に就いていた時、記者はすべて男性で、女性は資料集めのリサーチャーである差別に対して憤りを示しており、この経験がこの規定の原動力になったのではないかと考えられる。しかし、この女子の部分は第二次案で消え、前半部が勤勞の権利・義務として、現行憲法第27条の基となった。

第27条「法律は、生活のすべての面につき、社会の福祉ならびに自由、正義及び民主主義の増進と伸長のみを目指すべきである」：この起草にまつわる記載は、どの文献・論文にも見当たらないが、文言からベ

アテのものと推測する。

第29条「老齡年金、扶養手当、母親援護及び事故・健康・廃疾・失業・生命保険を含む適切な社会保険制度が法律により定められなければならない。…女子、児童及び恵まれない人々に対しては、特別の保護が与えられなければならない。国民を故意に招いたものではない一切の貧困と放置から保護することは、国の義務である」：これは、女性・子どもの法的保護を明文化した社会権の条文である。ベアテは、かつて18世紀に自然権が台頭し法的に条件の平等が保障された結果、貧富の差が激しくなった歴史をふまえ、貧困から大衆を救うために国家の積極的介入が必要であると認めて起草したと考えられる。これは、女子、児童の言葉が消え簡潔になり現行憲法第25条の基となった。

第33条「知的労働ならびに著述家、芸術家、科学者及び発明家の権利は、日本人によると外国人によるとを問わず、法律により保護される」：ベアテは1996年5月にテレビ朝日「徹子の部屋」に出演した際、この条項の起草について述べている。ピアニストであった父の影響があると考えられるがマッカーサー草案となる段階でカットされた。

以上を起草したベアテ(1995, 167)は、「人権については、マッカーサー・ノート<sup>\*2</sup>(マッカーサーの指示)には触れられておらず、大日本帝国憲法は形式の引用すらできない。アメリカ人の頭の中には、人権の観念が成熟してはいつている。それは、もともとが異民族の集まった国家で、しかも黒人奴隷という、人権としては最悪の傷口をもっているからだ。アメリカの歴史といえ、人権の歴史といえる程のものだからハイスクールの社会の授業でもかなりの時間を費やす。それだけに各々の人は、人権に関する理想像をもっている。私たちの仕事も、最高の理想に限りなく近づける作業だ」と語り、ベアテ(1994, 61)自身、アメリカ人と日本人の人権意識の差を意識して、自分に任せられた仕事の重要性を評価している。

## 2) GHQ 第二次案からマッカーサー草案に至る経緯

2月8日から9日にかけて運営委員会との会合が行

\*2 マッカーサー・ノート：①天皇は、国のヘッド(元首)の地位にある、②国権の発動たる戦争は廃止する、③日本の封建制度は廃止される、の3原則をいう。1946年2月、マッカーサーは、この3原則以外のモデル憲法作成に関して、ホイットニー民政局長に全権を託した(高柳等 1972, I.98-99)。

われ、第一次案の検討、修正が行われた。運営委員は、ケーティス陸軍中佐、ハッシー海軍中佐、ラウエル陸軍中佐の3人で構成されている。

第3章人権条項は、第二次案では、第1節“General (総則)”，第2節“Freedom (自由)”，第3節“Social and Economic Rights (社会的権利および経済的権利)”，第4節“Juridical Rights (司法上の人権)”に整理され、さらにGHQ内における最終案であるマッカーサー草案では、これらの節がすべて削除され、第3章“Rights and Duties of the People (国民の権利及び義務)”に包括されている。

ベアテの起草した条項については、簡潔・原則主義の運営委員会によって削除・修正を余儀なくされた。ベアテ(1995, 184-186)によれば、ベアテの草案に対して、ラウエルは社会保障について完全な制度を設けることは民政局の責務ではないとし、ホイットニーは社会立法に関する細かな点は省略する方がよいと述べている。また、ベアテ(1993, 67)はケーティスはフランス憲法のように何でもかいてしまうというのは避け、詳細は法に委ねる、というポリシーの持ち主だったと回想している。その一方で、ベアテ(1995, 183)によれば、ロウストは「社会保障に関する規定をいれることは、最近のヨーロッパ諸国の憲法ですでに常識となっています」と述べて、憲法に詳細まで規定しておくべきだという考えで、ベアテを援護している。しかし、運営委員会により「こういう規定は制定法の定めによるべきもので、憲法の関与すべきものではない」とされ、結果的に削除されたのである。ベアテが起草した第一次案のうち第20条、第23条は削除されている。第21、24、25、29条と、第19、26、27条はそれぞれ統括された。第33条は、マッカーサー草案になる直前に削除された(詳しい状況は、図1と表1を参照されたい)。

しかし、削除された中には、後に法制化の課題として残ったものもあり、ベアテの先進性がわかる。たとえば、「母性保護」(後に労働基準法の他、1992年育児休業法施行等)、「非嫡出子差別の禁止」「男女雇用機会均等」(1986年に男女雇用機会均等法施行)、「男女同一価値労働同一賃金」(1947年労働基準法では男女同一労働同一賃金が規定された、現在の問題はベアテが「同等」という言葉で表現した「男女同一価値労働同一賃金」)等である。

多くの条項が削除される中で、ベアテ(1995, 188-190)によれば、第一次案の第18条「夫婦同等の権利・

両性の本質的平等」は「文章をもう少し簡潔に小さい」と修正されるにとどまった。マッカーサー草案への修正をみると、“indisputable”, “founded”, “maintained through”の3語が挿入されているだけなので、ベアテが起草した多くの条項の中で、ほぼ原文のままの形でマッカーサー草案に残った唯一の条項であるといえる(現行憲法第24条となる)。また、起草に関与した第6条「法のもとの平等」もほぼ同じ形で残っている(現行憲法第14条となる)。その他残ったものは、「教育の機会の平等」「社会保障」「勤労の条件に関する基準の設置」等である。

ベアテが起草(または関与)したものは、マッカーサー草案の第13条、第23条、第24条、第25条として残った。全体として第一次案の段階で41カ条あった人権条項は、マッカーサー草案の段階で31カ条に絞られた。

(2) マッカーサー草案から日本国憲法に至るまで

1) マッカーサー草案から帝国憲法改正案への修正

2月13日に、マッカーサー草案は日本政府の手に渡された。これをモデルに、GHQと日本政府の折衝が始まるが、ここにベアテは通訳として参加している。

まず修正の流れをつかむと、第一は、マッカーサー草案を手本に日本政府が作成した3月2日案への修正。第二は、GHQと日本政府の折衝の結果できた3月6日案「憲法改正草案要綱」への修正。第三は、GHQと折衝を経て作成されたひらがな口語体による4月17日案「憲法改正草案」への修正。第四は、枢密院の審議を経て6月20日から開催された第90回帝国議会において提出された「帝国憲法改正案」への修正である。順に追っていくことにする。マッカーサー草案は以後マ・案と記す。

3月2日案への修正：この作成を担当した佐藤(1994, 第3巻)は、まずマ・案にはJapanese, People, Person, Menという言葉が(大部分はPerson)濫用されていたので、すべて国民を対象とするものとの前提でそれらの用語を統一している。語勢その他の関係で「何人と雖も」を存置した外は大部分「凡ての国民は」と改めている。マ・案第13条〔法のもとの平等〕も同様である。コスモポリタンであったロウストが意識的に全人類を指して使用した「自然人(natural person)」が、「凡て国民は」と改められたことで法の及ぶ範囲が「日本国民」に限定された。マ・案第23条〔夫婦同等の権利・両性の本質的平等〕は、ここで第3章の末尾に置かれることになる。しかも初

## 日本国憲法第3章人権条項の生成過程（第1報）

稿では条数すら付けられていない。このことは、女性の権利を規定することを軽視していたことを表す。また、「家庭」の部分が削除され「婚姻」に重点を置いたような規定となっている。マ・案第24条〔教育の権利・健康な生活を営む権利・勤労の権利等〕は、複数の条項へと分解されている。

3月6日案「憲法改正草案要綱」への修正：マ・案第13条の修正について、GHQは「凡て国民は」を元の「自然人」にするよう要求し、“national origin「国籍起源」による差別の禁止がぬけていることを指摘した。しかし、最終的には日本側が譲らず「国民」の言葉は残ることになる。マ・案第23条については、佐藤（1994、第3巻、122、181）によれば、日本側が「日本には女性が男性と同じ権利を持つ土壌はない。日本女性には適さない条文が目立つ」と反対したのに対して、GHQは占領政策の初めから婦人参政権を進めた事をあげ女性の解放の重要性を示す<sup>3)</sup>と共に、これを起草したのが通訳のベアテである事を打ち明けてこの条項を残すことを促した。日本側は、通訳としてよく働いてくれているベアテに大変好感をもっておりGHQの意を汲むことになる。ここで、ベアテが通訳として修正会議に出席していたという歴史的偶然がなければ、現行憲法第24条は存在しなかったと言っても過言ではない。ただし、「両親の強要」および「男性支配」の代わりに、「配偶者の選択、財産権、相続、住所の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関し個人の権威と両性の本質的な平等に立脚する法律を制定すべきこと」という条文が再び規定され、「家族」という語句が挿入された。ここで“individual dignity”は「権威」と訳されている。イノウエ（1994、401）は、この中の言葉が日本側でその後もしばしば議論され、そこで訳語が「権威」や「尊厳」に安易に変更されている事実を指摘して、日本人がこの言葉を正確には理解しておらず、日本人には個人の尊厳に基づいた人権意識が希薄なことについて論述している。マ・案第24条は、三つの条項へと整理された。

<sup>3)</sup> 1945年10月4日の「人権に関するGHQ覚書」によって、民主化政策は開始された。さらに10月11日、マッカーサーは幣原首相に「五大改革指令」と呼ばれる、① 婦人解放、② 労働組合の助長、③ 教育の自由化・民主化、④ 秘密的弾圧機構の廃止、⑤ 経済機構の民主化を指示した。この指令の① 婦人解放によって、衆議院選挙法が改正され、婦人に参政権が与えられた（永井と利谷 1986、10-13、35-37）。

4月17日案「憲法改正草案」への修正：マ・案第13条については、華族に関する規定が補則に移されることになった。また、ベアテが予期していたとおり、佐藤（1994、第3巻、275）によれば、男性議員により「家督相続における男子優先、長子優先、嫡出子優先の原則の問題」が議論されている。佐藤（1994、第3巻、286-348）によれば、このような問題の検討と共に、口語化作業が行われた。国語の平易化運動を進めていた山本有三が案を作り参考とされた。

「帝国憲法改正案」への修正：枢密院での修正は若干で、6月20日の帝国議会に提出された。

## 2) 日本国憲法に至る審議・修正

衆議院事務局（1995）によれば、6月20日から約4カ月に及ぶ帝国議会における第3章の審議の中で、最もよく議論された条項が第22条（現行憲法第24条）であった。議事録ページは65ページに及び、質問者は19名で、義務教育に関する第24条（現行憲法第26条）20名に次ぐ質問者であった。ここでは審議の様子を参考文献や議事録から、日本の議員達にベアテが起草した社会保障や女性の権利がどう捉えられたかを見ていく。

第90回帝国議会衆議院議事速記録第6号（1946）によれば、議会を通して社会権の充実を強く主張したのは社会党であった。鈴木義男は、労働の義務、また休息の権利、老年、疾病、労働不能、寡婦等に対する生活安全の保障を規定するよう求めた。このような要求に対して厚生大臣河合良成は、国家による詳細な社会保障を規定しはじめると、際限がなくなると語り、骨組みさえしっかりしていれば憲法に詳細に規定する必要はないと答弁している。

次に、女性の権利を主張した代表的人物として加藤シズエがいた。加藤は社会保障が極めて抽象的・一般的であることを指摘し、女性の性的特殊性に由来する権利について要望した。具体的に勤労の権利に関する条文に、妊娠、出産および育児の諸問題の特別保護を明記するよう要望している。これは、まさにベアテが起草した第一次案第19条と重複する。この母性保護については、社会党が衆議院小委員会に提出する修正案で却下されて、ベアテの草案と同じ運命をたどることとなった。社会党の修正案には、休息権、8時間労働制、寡婦の生活権等が具体的に規定されており、休息と就業時間については法律で定めるとして残ることになるが、寡婦については8月1日の審議で却下されている。

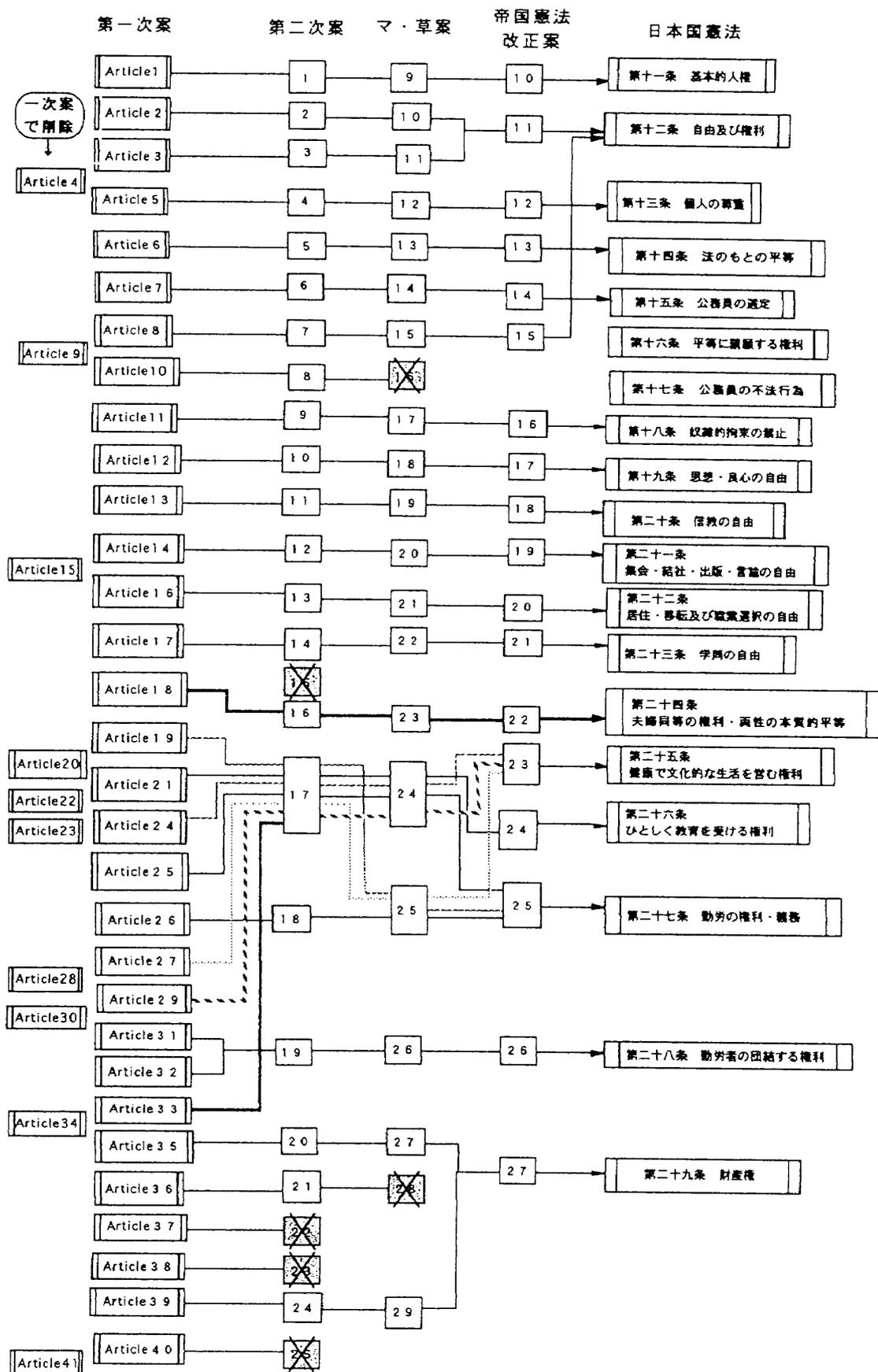


図1. 第3章人権条項の推移

表1. ベアテ起草条項の文言の推移

GHQ 第一次案	GHQ 第二次案	マッカーサー草案	帝国憲法改正案	日本国憲法
<p>〈第6条〉すべての自然人は、法の前に平等である。人種、信条、性別、カースト又は出身国により、政治的関係、経済的関係、教育の授与は、いかなる特別の特権をも伴わない。又、このような栄典の保有又は賜与は、現に与えられているものと将来与えられるものとを問わず、現にこれを保有しまたは将来それを受ける者の一代に限り、その効力を有するものとする。</p>	<p>〈第5条〉すべての自然人は、法の前に平等である。人種、信条、性別、カースト又は出身国により、政治的関係、経済的関係、教育の授与は、いかなる特別の特権をも伴わない。又、このような栄典の保有又は賜与は、現に与えられているものと将来与えられるものとを問わず、現にこれを保有しまたは将来それを受ける者の一代に限り、その効力を有するものとする。</p>	<p>〈第13条〉すべての自然人は、法の前に平等である。人種、信条、性別、カースト又は出身国により、政治的関係、経済的関係、教育の授与は、いかなる特別の特権をも伴わない。又、このような栄典の保有又は賜与は、現に与えられているものと将来与えられるものとを問わず、現にこれを保有しまたは将来それを受ける者の一代に限り、その効力を有するものとする。</p>	<p>〈第13条〉すべての国民は、法の前に平等であり、人種、信条、性別、社会的関係、政治的関係、経済的関係、教育の授与は、いかなる特別の特権をも伴わない。又、このような栄典の保有又は賜与は、現に与えられているものと将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有するものとする。</p>	<p>〈第14条〉すべての国民は、法の前に平等であり、人種、信条、性別、社会的関係、政治的関係、経済的関係、教育の授与は、いかなる特別の特権をも伴わない。又、このような栄典の保有又は賜与は、現に与えられているものと将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有するものとする。</p>
<p>〈第16条〉家庭は、人類社会の基礎であり、その伝統は、善きにつけ悪きにつけ国全体に浸透する。それ故、婚姻と家庭とは、法の保護を受ける。婚姻と家庭とは、両性が法的にも社会的にも平等であることとを当然である【との考え】に基礎をおき、か親の強制ではなく相互の合意に基づき、かつ、男性の支配ではなく【両性の】協力に基づき、ここに定める。これら原理に反する法律は廃止され、それに代わって、配偶者の選択、財産権、相続、本居の選択、離婚並びに婚姻及び家庭に関する他の事項を、個人の尊厳と両性の本質的平等の見地に立って定める法律が制定されるべきである。</p>	<p>〈第16条〉家庭は、人類社会の基礎であり、その伝統は、善きにつけ悪きにつけ国全体に浸透する。それ故、婚姻と家庭とは、法の保護を受ける。婚姻と家庭とは、両性が法的にも社会的にも平等である【との考え】に基礎をおき、か親の強制ではなく相互の合意に基づき、かつ、男性の支配ではなく【両性の】協力に基づき、ここに定める。これら原理に反する法律は廃止され、それに代わって、配偶者の選択、財産権、相続、本居の選択、離婚並びに婚姻及び家庭に関する他の事項を、個人の尊厳と両性の本質的平等の見地に立って定める法律が制定されるべきである。</p>	<p>〈第23条〉家庭は、人類社会の基礎であり、その伝統は、善きにつけ悪きにつけ国全体に浸透する。婚姻は、両性が法的にも社会的にも平等である【との考え】に基礎を置き、か親の強制ではなく相互の合意に基づき、かつ、男性の支配ではなく【両性の】協力に基づき、ここに定める。これら原理に反する法律は廃止され、それに代わって、配偶者の選択、財産権、相続、本居の選択、離婚並びに婚姻及び家庭に関する他の事項を、個人の尊厳と両性の本質的平等の見地に立って定める法律が制定されるべきである。</p>	<p>〈第22条〉婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。</p>	<p>〈第24条〉婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。</p>
<p>〈第19条〉妊娠及び乳児の保育に当たっている母親は、既婚であるか否かを問わず、国の保護及びその必要とする公の扶助を受ける。嫡出でない子は、法律上不利に取扱い扱われない。嫡出でない子は、その身体的、知的及び社会的成長につき嫡出子と同一の権利及び機会が与えられなければならない。</p>	<p>〈第20条〉夫と妻の両者が生存している場合には、両者の明示の同意がない限り、子が他の家族の養子とされることはない。養子は、家族の中で優先的な取扱を受け、他の構成員に不利な与えらるべきことがあってはならない。長子相続権は、ここに廃止される。</p>	<p>(二次案でカット)</p>	<p>(二次案でカット)</p>	<p>(二次案でカット)</p>

表 1. (つづき)

GHQ 第一次案	GHQ 第二次案	マッカーサー草案	帝国憲法改正案	日本国憲法
<p>〈第 21 条〉すべての子は、その出生の条件のいかんにかかわらず、個人としての成長のため平等の機会が与えられなければならない。その目的のため、公立の小学校により 8 年間にわたる無償の普通義務教育が実施されなければならない。中等及び高等の教育は、それを希望するすべての能力のある学生に無償で提供されなければならない。教材は、無償とする。国会は、資格のある学生に対し、その必要に応じて援助を与えることができる。</p>	<p>〈第 17 条〉(二次案第 17 条へ 一次案第 17 条へ 参考)</p>	<p>マッカーサー草案 第 24 条へ</p>	<p>〈第 24 条〉すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受けしきく権利を有する。</p>	<p>〈第 26 条〉すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受けしきく権利を有する。</p>
<p>〈第 23 条〉公立であると私立であることを問わず、すべての学校は、常に民主主義、自由、正義及び社会的義務の原理を強調しなければならぬ。また、平和な進歩が極めて重要であることを説くとともに、その教授内容の中で常に真理の尊重ならびに科学的な知識及び探究を主張しなければならぬ。</p>	<p>(二次案でカット)</p>	<p>一次案第 24 条へ</p>	<p>2. すべての国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。初等教育は、これを無償とする。</p>	<p>2. すべての国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育はこれを無償とする。</p>
<p>〈第 24 条〉国民の児童は、公立学校にあると私立学校にあるとを問わず、無償の医療、歯科医療及び眼鏡の援助が与えられなければならない。これらの中には、適当な休息及びレクリエーションならびにその成長に応じた体育が与えられなければならない。</p>	<p>〈第 17 条〉(二次案第 17 条へ 以後一次案第 27 条参照)</p>	<p>一次案第 24 条へ</p>	<p>〈第 25 条〉(改正案第 25 条へ 以後一次案第 26 条参照)</p>	<p>〈第 27 条〉すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。</p>
<p>〈第 25 条〉学齢期の児童及び青少年は、賃金を得る目的をもって常勤的雇用に入つてはならない。また、これらの者は、いかなる形の搾取からも保護されなければならない。国際労働局及び国際連合の定める基準は、日本における最低基準として遵守されなければならない。</p>	<p>〈第 17 条〉(二次案第 17 条へ 一次案第 17 条へ 参考)</p>	<p>一次案第 24 条へ</p>	<p>〈第 25 条〉(改正案第 25 条へ 以後一次案第 26 条参照)</p>	<p>2. 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。児童は、これを酷使してはならない。</p>
<p>〈第 26 条〉すべての成人日本人は、生産的な勤労により生計を立てる権利を有する。その者に適切な職業が得られないときは、その生活の維持に欠くことのできないものの給付がなされなければならない。女子は、公職につき権利を含めてあらゆる職業を選ぶ権利を有し、かつ、同等の仕事に対し男子と同一の給与を受ける。</p>	<p>〈第 18 条〉すべての成人は、生産的な勤労により生計を立てる権利を有する。その者に適切な職業が見つけられないときは、その生活の維持に欠くことのできぬものの給付がなされなければならない。</p>	<p>〈第 25 条〉(改正案第 25 条へ 以後一次案第 26 条参照)</p>	<p>〈第 25 条〉(改正案第 25 条へ 以後一次案第 26 条参照)</p>	<p>3. 児童は、これを酷使してはならない。</p>
<p>〈第 27 条〉法律は、生活のすべての面につき、社会の福祉並びに自由、正義及び民主主義の増進と伸長のみを旨とするべきである。国民の福祉を制限し又は破壊する傾向をも</p>	<p>〈第 17 条〉法律は、生活のすべての面につき、社会の福祉並びに自由、正義および民主主義の増進と伸長《のみ》をめぐすべきである。国民の福祉を制限し又は破壊する傾向をも</p>	<p>〈第 24 条〉法律は、生活のすべての面につき、社会の福祉並びに自由、正義および民主主義の増進と伸長を旨とするべきである。無償の普通義務教育を設けなければならない。</p>	<p>〈第 23 条〉法律は、すべての生活の面で、社会の福祉、生活の保障及び公衆衛生の向上及び</p>	<p>〈第 25 条〉法律は、すべての生活の面で、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。</p>

日本国憲法第3章人権条項の生成過程 (第1報)

つすべての法律、合意、契約又は公的若しくは私的な関係は、国民の福祉を増進するものによつて代置されるべきである。

児童の搾取は、これを禁止する。公衆衛生は、改善されなければならない。社会保障を設けなければならない。(改正案第23条、24条、25条へ分割される)

増進のために立案されなければならない。公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

の法律《合意、契約または公的もしくは私的な関係》は、国民の福祉を増進するものによつて代置されるべきである。この目的を達成するため、国会は次のような法律を制定するものとする。  
妊婦および乳児の保育に当たっている母親を保護援助し、乳児および児童の福祉を増進し、出生でない子および養子並びに地位の低い者のために正当な権利を確立する立法  
確立された真理に基づいた無償の普通義務教育を設立し、維持する立法  
児童の搾取を禁ずる立法  
公衆衛生を改善するための立法  
すべての人のために社会保険を設ける立法  
勤労条件、賃金および就業時間について適正な基準を定め、勤労者の団結する権利および団体交渉をする権利並びに〔生活に〕必要欠くべからざる職業以外のすべての職業においてストライキをする権利を確立する立法  
知的労働並びに内国人たると外国人たるとを問わず、著述家、芸術家、科学者および発明家の権利を保護する立法

の法律《合意、契約または公的もしくは私的な関係》は、国民の福祉を増進するものによつて代置されるべきである。この目的を達成するため、国会は次のような法律を制定するものとする。  
妊婦および乳児の保育に当たっている母親を保護援助し、乳児および児童の福祉を増進し、出生でない子および養子並びに地位の低い者のために正当な権利を確立する立法  
確立された真理に基づいた無償の普通義務教育を設立し、維持する立法  
児童の搾取を禁ずる立法  
公衆衛生を改善するための立法  
すべての人のために社会保険を設ける立法  
勤労条件、賃金および就業時間について適正な基準を定め、勤労者の団結する権利および団体交渉をする権利並びに〔生活に〕必要欠くべからざる職業以外のすべての職業においてストライキをする権利を確立する立法  
知的労働並びに内国人たると外国人たるとを問わず、著述家、芸術家、科学者および発明家の権利を保護する立法

〈第17条〉(二次案第17条へ 以後一次案第27条参照)

〈第29条〉老齢年金、扶養手当、母親援護及び事故・健康・廃疾・失業・失業・生命保険を含む適切な社会保険制度が法律により定められなければならない。その条件及び規定は、少なくとも国際労働局及び国際連合により承認された最善基準に適合するものでなければならない。女子、児童及び恵まれない人々に対しては、特別の保護が与えられなければならない。国民を故意に招いたものでない一切の貧困と放置から保護することは、国の義務である。

〈第23条〉知的労働並びに著述家、芸術家、科学者及び発明家の権利は、日本人によると外国人によるを問わず、法律により保護される。

〈第17条〉(二次案第17条へ 一次案第27条 (マ・案でカット) 参照)

出典：GHQ 第一次案と帝国憲法改正案は犬丸 (1989)、GHQ 第二次案とマッカーサー草案は高柳等 (1972)、日本国憲法はイノウエ (1994)。

第22条に関して衆議院事務局(1995, 103-104, 139)によれば、小委員会では、女性は性生活中心であるため墮落しやすいという理由から、本質的には男と女は異なるものであって平等ではないとしており、しかし人間としては形式的に平等であるという見解が大勢であった。議会では多くの議員達が、両性の平等を規定した第22条によって実質上の戸主権廃止となることに危惧感を示している。議員達はイノウエ(1994)が指摘するように、“dignity”の意味をよく理解せず「権威」と訳したり「尊厳」と訳したりしている。第90回帝国議会衆議院議事速記録第6号(1946)によれば、戸主権の問題を問う質問に対して、吉田茂首相は、第22条は「(婚姻が)個人の権威と両性の本質的平等に立脚する旨」を規定しているものであり、その目指す所は「封建的遺制」と考えられるものを払拭することが主眼であると説明している。さらに日本の従来の家族制度を「良風美俗」と表現し、家族の法的権利は変わるが実質的な家族の姿は変わることがないと答弁した。

教育権に関しては、新政党が修正案に「初等教育」を「義務教育」にするよう提案したことから、結果としてベアテが起草した8年間を上回る9年間の無償義務が保障されることになった。

最終的にベアテが起草した条項とはかなり形を変え、日本国憲法は制定されたのだが、現行憲法第24条をはじめ、旧憲法には一文字も存在しなかった「家族」「両性の本質的平等」「児童」といった言葉が、条文の中に残った。これらの言葉には、ベアテの思いが凝縮されておりベアテ起草の痕跡と捉えられる。

1946年10月11日閣議決定され、11月3日には、天皇の勅命という形をとって「日本国憲法」が公布された。施行されたのは1947年5月3日である。

### (3) 日本国憲法制定に伴う動きと現在

憲法が公布されて約1カ月後の12月1日、帝国議会内に「憲法普及会」が組織された。憲法の普及には、『新しい憲法明るい生活』と題された小冊子を当時の全世帯数に相当する2千万部刊行したり、中学校社会科の副読本として『あたらしい憲法のはなし』を刊行している。また、一般国民を対象とした講演会を多数組織し、普及活動を展開した。

日本国憲法が制定され、その第24条が、個人の尊厳と両性の本質的平等に基づく婚姻を家族の出発点としたことによって、「家」制度を規定していた明治民法4編と5編が全面改正され、刑法の規定の一部が改

正された。旧親族編第二章「戸主及ヒ家族」は、全章計33条(第732条から第764条まで)が削除されている。ここでベアテが起草しカットされた「長子相続権の廃止」が実現している。1947年10月改正刑法が公布され、同年12月には改正民法が公布された。

しかし、新憲法の制定が民主主義の基礎を築いたとはいえ、即民主主義が浸透したわけではない。特に、男女平等の認識はすぐには根付いていない。たとえば、1956(昭和31)年に売春防止法が制定されるまで公娼制度が続いていたという事実を顧みても明らかである。

そして、現在もなお民法の改正問題はある。1996年2月、法務大臣の諮問機関である法制審議会は、民法改正要綱を答申した。その内容の中に、非嫡出子の問題がある。今なお民法で非嫡出子の相続権は嫡出子の二分の一と定められており、明らかな差別が存在している。その見直しが問題となっているのであるが、この事は、ベアテがGHQ第一次案第19条「嫡出でない子は、法律上不利益に取り扱われてはならない」、および第21条「すべての子は、その出生の如何にかかわらず、個人としての成長のために平等に扱われなければならない」として50年前に起草していた事と重なる。ベアテの先進性を改めて指摘することができる。

労働面では、第27条〔勤労の権利・義務〕によって、「賃金、就労時間、休息その他の労働条件に関する基準は、法律でこれを定める」と規定されたことをうけて、1947年に労働基準法が制定された。ここで「母性保護」の他、第4条で、世界で最も早く「男女同一労働同一賃金」が規定されている。これに関して、ベアテは、これより一歩進んだGHQ第一次案第26条「女子は(省略)あらゆる職業を選ぶ権利を有し、かつ、同等の仕事に対し男子と同一の給与を受ける」と、「同等」という言葉で表現して「男女同一価値労働同一賃金の原則」を起草していたのだが、第二次案でカットされた。現在、世界でも日本でも「女性向き」とされる職種や職務と「男性向き」とされる職種や職務の職務分離による賃金格差の問題から、「同一価値労働同一賃金原則」へと課題が移ってきている。国際的には、1951年のILO第100号条約「同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約」(日本は1967年に批准)、1979年に国際連合総会において採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(日本は1985年に批准)など

## 日本国憲法第3章人権条項の生成過程（第1報）

で、この原則が繰り返し確認されている。ここでもベアテの先進性を見いだすことができる。日本では、1947年の労働基準法と1986年の男女雇用機会均等法、その後の改正があり、雇用機会の均等については法的に整備されつつあるが、「同一価値労働同一賃金」に関しては課題が残っている。

## (4) 第3章人権条項の推移

GHQ「第一次案」として起草された第3章人権条項が、その後どのようにまとめられて「第二次案」となり、「マッカーサー草案（マ・案）」となったか。そして、日本政府とGHQの折衝等を経て「帝国憲法改正案（改正案）」となり、帝国議会での論議を経て「日本国憲法（新憲法）」となったか。その過程を、草案条項の推移を示した図によって提示する（図1）。

このベアテ起草条項の文言がどのように推移していったのかを表によって提示する（表1）。

## 4. 要 約

第3章人権条項のうち「男女平等」と「教育の機会の平等」を中心にベアテが第一次案として起草した条項の生成過程を考察してきた結果を以下にまとめる。

## (1) GHQ内における草案の作成

第一次案の作成を担当することになったベアテは、10年に及ぶ在日経験から憲法で女性の権利を明確にしておく必要性を認知していた。具体的には、以下の内容を起草している。「法の下での平等」「家庭における男女平等」「家制度の廃止」「母性保護」「既婚・未婚の差別禁止」「嫡出子・非嫡出子の差別禁止」「長子相続権の廃止」「教育の機会の平等」「児童への無償医療制度」「学齢期の児童及び青少年の常勤的雇用禁止」「男女雇用機会均等」「男女同一価値労働同一賃金」「社会保障制度（生活保護）」「著作・特許権」等である。その後、簡潔・原則主義のGHQ内での検討・修正によって、多くの条項が削除・統括される。ただし、「法の下での平等」「家庭における男女平等」だけはほぼそのままの形で残り、その他「教育の機会の平等」「社会保障」「勤労の条件に関する基準の設置」が残る。しかし、削除された中には、後に法制化の課題として残ったものもあり、ベアテの先進性がわかる。

## (2) マッカーサー草案から日本国憲法に至るまで

次にGHQと日本政府の折衝の結果、修正が行われた。「家庭における男女平等」について日本側は抵抗を示したが、通訳としてよく働き好感をもっていたベアテの起草と聞き、残すことになる。ここにベアテが

同席していたことは重要であった。

帝国議会では、「個人の尊厳」に基づく人権意識は希薄で、議員の多くは戸主権の廃止に危惧感を示した。ベアテが起草していたものと同じ「母性保護」規定を求める提案があったが却下されている。

## (3) 日本国憲法制定に伴う動きと現在

日本国憲法が制定され、その24条が、個人の尊厳と両性の本質的平等に基づく婚姻を家族の出発点としたことで、「家」制度を規定していた明治民法、刑法の規定が改正された。今なお残る課題の中で、「非嫡出子の差別の禁止」「男女同一価値労働同一賃金の原則」については、ベアテがGHQ第一次案で起草しカットされた条文と重なり、ベアテの先進性がわかる。

## (4) 第3章人権条項の推移

GHQ第一次案として起草された第3章人権条項が、どのように修正され、統括され、または削除されて日本国憲法となったかを系統的に整理し、図によって提示した（図1）。ベアテ起草条項の文言が日本国憲法になるまでを整理し、表によって提示した（表1）。

以上のように日本国憲法の第一次案の起草にベアテが携わったことで、第24条、第26条等が盛り込まれ、「家族」「両性の本質的平等」「児童」という言葉が使用される等、民主主義日本の出発にあたって、ベアテの果たした役割の大きい事がわかった。

## 引用文献

- 第90回帝国議会衆議院議事速記録第6号、官報號外（1946.6.27）81, 101-103, 119, 123  
土井たか子、ベアテ・シロタ・ゴードン（1996）『憲法に男女平等起草秘話』、岩波書店、東京、17, 23（1996年5月7日に自由人権協会主催で行われた「ベアテ・シロタ・ゴードンにお話を聞く会」の発言）  
ベアテ・シロタ・ゴードン（1993）わたしはこうして女性の権利条項を起草した、世界、583（6月号）、66-68  
ベアテ・シロタ・ゴードン（1994）今だから真実を話せませう—ベアテ・シロタインタビュー、this is 読売、9月号、61  
ベアテ・シロタ・ゴードン（1995）『1945年のクリスマス—日本国憲法に「男女平等」を書いた女性の自伝—』、柏書房、東京、148, 155-156, 158-159, 162, 163, 167, 180, 182-190  
Inoue, K. (1991) *MacArthur's Japanese Constitution: A Linguistic and Cultural Study of Its Making*, The University of Chicago Press, Chicago（キョウコ・イノウエ（1994）『マッカーサーの日本国憲法』（古関彰一、五十嵐雅子訳）、桐原書店、東京、401, 596-601）  
犬丸秀雄（監修）（1989）『日本国憲法制定の経緯—連合国総司令部の憲法文書による—』、第一法規、東京、115,

- 125-135, 149, 497-501
- 村川一郎, 初谷良彦 (1994) 『日本国憲法制定秘史—GHQ  
秘密作業「エラマン・ノート開封」』, 第一法規, 東京
- 永井憲一, 利谷信義 (編) (1986) 『資料日本国憲法 1・  
1945-1949』, 三省堂, 東京, 10-13, 35-37
- Pharr, S. J. (1987) *The Politics of Women's Rights,  
Democratizing Japan: Allied Occupation* (ed. by Ward, R.  
E., and Sakamoto, Y.), Hawaii Press, Honolulu, 221-252  
(坂本義一, R. E. ウォード (編) (1987) 『日本占領の研究』,  
東京大学出版会, 東京, 459-504)
- Pharr, S. J. (1992) 女性参政権と男女平等を規定した新憲  
法の制定過程, 日米女性ジャーナル, No.12, 3-21
- 佐藤達夫 (第1巻:1962, 第2巻:1964, 第3巻, 第4  
巻:1994) 『日本国憲法成立史』, 有斐閣, 東京, 第3巻  
122, 181, 275, 286-348
- 衆議院事務局 (編) (1995) 『帝国憲法改正案特別委員会小  
委員会速記録』, 大蔵省印刷局, 東京, 103-104, 139
- 鈴木昭典 (1995) 『日本国憲法を生んだ密室の九日間』, 柏  
書房, 東京, 205
- 高柳賢三, 大友一郎, 田中英夫 (1972) 『日本国憲法制定  
の過程 I 原文と翻訳, II 解説』, 有斐閣, 東京, I.  
98-99, 219, 223-227, 275-279
- 田中英夫 (1979) 『憲法制定過程覚え書』, 有斐閣, 東京
- 渡辺俊雄 (1988) 知られざる憲法制定史—ゴードンさんの  
証言から, 部落解放, 278 (5月号), 75